

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

111

Vol.

今月のテーマ 自然災害に備える

平成30年6月18日に発生した震度6弱の大阪北部地震の惨劇が冷めやらぬ間に発生した西日本豪雨は、おびただしい数の住宅等を飲み込み、死者は220人を超える甚大な被害をもたらし、平成最悪の豪雨災害となってしまった。

遡ること平成26年8月に発生した広島のと砂災害は、77名の死者と179棟の住宅が全壊、未だ記憶に新しい。家を失い、愛する家族を失った被災者を思うと胸が張り裂けそうな思いだ。まずは被害に遭われた方々に哀悼の意を捧げるとともに、少しでも早い復旧・復興を祈りたい。

自然の脅威に対して人間はあまりにも無力で、この度のと砂災害でも成す術もなかった。近年の自然災害は、過去の経験を大きく超える事態となっているが、この先、繰り返されるかもしれない脅威に、どう備えなければならないのだろうか？

ここ秋田県にとっても自然災害のリスクは他人事ではない。昨年には雄物川の決壊や市内の冠水被害も出ており、爆弾低気圧や竜巻の発生、落雷の被害等々、明らかに異常な状態である。“これまで大丈夫だったから”という経験や思い込みは捨てる必要がある。

比較的に秋田県は自然災害が少ない方だが、決して油断してはならない。かつて、日本海中部地震、大館市内の大雨による市内の冠水、田沢湖町のと砂崩れ等々、甚大な被害を経験している。のど元過ぎれば…にならないよう、この度の大阪北部地震や西日本豪雨の被災者支援と併せ、自身の問題として教訓にしたいものだ。

地震にしても竜巻にしても経験したことの無いような豪雨にしても、予測がつかないだけに、今一つ実感が湧きにくい。被災地への支援を考えると同時に、今回の自然災害に学ぶことも必要だ。地球規模での温暖化や異常気象による災害は、“うちに限って”も“まさか”もあり得ると思わなければならない。

「大阪北部地震」、「西日本豪雨」被災者の方々は、被害を補償出来る保険に加入されていただろうか…!?自然災害を人間の力でコントロールできない以上、予想される被害(経済的損失)から復興を遂げるには、火災保険等による補償が最も効果が高いのだが…。

個人による災害防止対策

災害から住民を守るために、行政側としても河川整備、治山・と砂ダム、防潮堤の設置など様々な対策を講じているが、今回の西日本豪雨による被害は一定の想定は出来ていたものの、その対策工事が追いついていないことも判明した。災害を未然に防ぐ対策が仮に取られていても、想定外の異常気象はそれを超えることが少なくない。

行政の施策によらない個人レベルでの対策はというと、水害の場合、宅地のかさ上げや擁壁で囲ってしまふことが有効だが、何れにしても建物が建ってしまった後では難しい。仮にやるとしても高額な費用が発生するし、景観上の問題もある。極論ではあるが、完全な回避対策が出来ないのであれば、リスクの高い地域に居住しないこと以外にない。とはいっても、これから新築するのであればまだしも、今ある家を持って引越すわけにはいかない。であれば、最終手段としては、想定される自然災害に対応出来る火災保険等で備えるしかない。今後の気候変動が自然災害に与える影響として、降水強度の増加による豪雨の高頻度化や甚大な水害の発生等が考えられる中において、改めて加入している火災保険等をチェックして見る必要がある。

火災保険等の補償範囲の認識

この原稿を書きあげるまでの間に、火災保険の見直し相談があった。住宅を新築する際に金融機関から火災保険に加入するようになると言われ、加入したもの保険料が優先で、補償の内容までは良く理解していなかった。つまり、加入自体



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか? ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
秋田市泉北3丁目17-22
TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間/9:30~18:30 (土・日・祝日は9:30~17:00)
●定休日/水曜日

●紳士服のコナカ
●すずきクリニック エネオス
●マクドナルド
●かんきょう
●洋服の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

が目的化してしまっていて、本来の財産を守るための必要補償の確保がおろそかになってしまっていたようだ。それが、この度の西日本豪雨の惨劇を目の当たりにし、急に不安になって相談に至ったというものだ。

火災保険や共済等に加算してはいるものの必要とする補償範囲が満たされていないことも少なくない。また、火災保険や共済の補償される範囲そのものに対する誤解や勘違いも少なくない。極端な例でいうと、火災保険や火災共済に入っていないれば、全て補償されると思っている方もいる。先ずはこの認識を改めなければならぬ。

土砂崩れによる建物損壊の補償を受けるには、水害の補償が付いていなければならないし、地震の後に発生した火災による焼失は地震保険が付いていなければ払われない。我が家は耐震性が高く壊れないからといって地震保険を付けない理由は成り立たない。東日本大震災では、おびただしい数の家が津波によって流失したが、津波の被害は地震保険でなければ払われない。火災保険・火災共済に入っているだけではダメだということであり、誤った認識を先ずは変えなければならない。居住する地域の環境などによって、自然災害におけるリスクの存在自体も違うことからすれば、一律に補償範囲を広げることも無いだろうだが、先ずは存在するリスクを客観的に把握することが必要だ。ただし、近年の大災害の殆どが、過去の経験や知識を超えるものであったことも考慮していただきたい。

さて、あなたの居住する地域のリスクと保険契約等の内容は如何に…?!

水害補償の加入状況

内閣府は平成28年1月、水害の備えに関する世論調査の結果を発表した。水害による損害を補償する火災保険や共済への加入状況についてのアンケートから一部を紹介する。

- ① 自宅建物もしくは家財を対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している(小計) 31・1%
- ② 自宅建物・家財の両方を対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している 22・2%
- ③ 自宅建物だけを対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している 6・2%
- ④ 自宅家財だけを対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している 2・7%

- ⑤ 加入している火災保険や共済では水害による損害は補償されない 29・7%
- ⑥ 加入している火災保険や共済が水害による自宅建物・家財の損害を補償しているのかわからない 11・8%
- ⑦ 火災保険や共済に加入していない 15・4%
- ⑧ わからない 12・0%

結果は、水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している人は31・1%だったが、残りの世帯には水災のリスクは存在しないのだろうか…。また、10年以内に台風や集中豪雨などで被害を受ける可能性があるかどうかとの質問には「ある」が44・5%で「ない」は52・2%に上った。契約はしているものの水害保証が付いていない火災保険や共済の加入者は29・7%だった。自宅建物に水害保険を付けない理由は「自宅周辺で水害は起こらない」が43・4%で最も多く、「水害が起こっても被害を受けない」(17・6%)、「保険料が高い」(17・0%)が続いた。水害保険の存在を「知らなかった」も14・1%あった。豪雨災害が多発する中、政府は今回の調査を踏まえ、早期の生活再建に役立つ水害保険を周知する取り組みを検討するとはいるが…。

地震保険の加入状況

今回の主たるテーマは水災のリスクではあるが、この際どうしても触れておきたいのが地震保険への加入状況だ。

2011年に発生した東日本大震災から早7年が経過したが、あのおぞましい光景ともたらしめた被害は生涯忘れてはならない。震災後、FP協会では被災者の生活再建に向けた相談を行っていた。その相談員として仙台に何度か足を運び、個別の相談にあたりながら、報道メディアでは見えていない凄惨な現実問題に、事の重大さと深刻さを思い知らされることとなった。家族の命を奪われてしまった後の生命保険の保障の現実も、津波で流失した住宅に地震補償が無かった現実も、今回の西日本豪雨災害は改めて思い出されることとなった。それらの現実を知るものとして、一人の情報発信者としての責任と義務を感じ、この度の原稿を書いている次第だ。

その後、地震保険の世帯加入率

地域	2010年	2016年	地域	2010年	2016年
青森	15.3%	20.3%	秋田	12.9%	21.0%
岩手	13.2%	22.7%	山形	13.0%	21.0%
宮城	33.6%	51.8%	福島	14.6%	29.1%

はどうなっているのだろうか？震災前の2010年と6年後の2016年の加入率は、宮城県・福島県から見ると、秋田県の伸び率は決して高くない。秋田県条例でも地震保険への加入を推奨しているが、現実の伸びは今一つだ。秋田の地においても、地震災害のリスクは顕在化しているし、地震保険の加入を改めて検討すべきだと思うのだが…。

火災保険の必要性を再考する

現代社会は何かと固定費がかさむし、少しでも節約したいという思いは共通している。めったにない「災害に、あるかないか分からない」ことに、保険を掛けるのはいかかなものかという方もいる。東日本大震災の被災者も西日本豪雨の被災者も、同じように思っていたかもしれないが、まさかの事態は起こってしまった。水害の補償があった人と、無かった人の受けられる補償。その差は100000だ。数千万円にも及ぶ生活用の不動産(建物)と、動産(家財)を一瞬にして奪われた喪失感はいかばかりだろうか…。そして、残った住宅ローンがその後の家族の生活に及ぼす影響を考えるとゾッとする。

滅多にない、無いかもしれない災害は、その発生の可能性を増大させている。たとえば違うが、住宅ローンを返済中の方の殆どは団体信用生命保険に加入していると思う。これは債務者に万が一(死亡・高度障害)のことがあった場合に、残っている残債を全額返済して貰えるというもので、家族に負債は残さない。実にはありがたい保障だが、死ぬか死なないか分からないこととして、保険への加入を否定するだろうか…。

話を戻すが、地震や水害で家や家財道具の全てを失う、言い換えれば生活の糧を奪われるということは、それと同じくらいのインパクトを与えてしまう。だとすれば、火災はもちろん、地震や洪水等の被害から、高額な財産の防衛と家族の生活の安定を維持する上で、火災保険を否定する理由は見つからない。

この度の洪水被害で家や家財を失った方々が、水害補償の契約があつて、一日も早い復興を遂げられることを願うばかりだ。そして、読者の皆さんが改めて火災保険を見直し、災害に強い基盤を確立することを併せて切望する。

来月号は

最近、某読者から「最近の内容は難しくなった」とお叱りを受けた。分かりやすくすること、沢山の情報を伝えることの両立は結構難しい。でも、頑張ります。